

**明石公園における考え方の
一部変更について
【自然環境保全】**

令和6年8月1日



① 緊急かつ危険な場合におけるルール変更

- ・ 園路沿いの枯木で、倒木の恐れがあるものについては、公園利用者に危害を及ぼす恐れがあるため、「緊急かつ危険な場合」の対応範囲とする。
- ・ 松枯れ等が発生した場合、速やかに他樹木の保護を図る必要があります、放置すると被害が拡大する恐れがあることから、松枯れ等に係る樹木伐採を「緊急かつ危険な場合」の対応範囲とする。
- ・ ただし、いずれの場合も専門的知識を持つ樹木医等と対象樹木の確認を行い、伐採の必要性について確認するものとする。

② HP等を通じた意見聴取実施にかかる聴取期間の明示

- ・ 本県の「県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）実施要綱」第9条に定める特定地域対象案件にかかる期間（2週間）以上を準用

『県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）にかかる事務 Q&A』（兵庫県県民生活部県民躍動課作成）より抜粋

Q1 要綱第6条に「概ね1か月程度」とあるが、最短何日確保すれば良いか？

A1 意見の提出期間について、県民が意見を提出するために必要な期間を考慮して、要綱第6条では概ね1か月としており、解説P.11 第6条〈解釈・運用〉にあるとおり、少なくとも3週間（21日間）以上の期間を設定してください。

なお、要綱第9条に定める特定地域対象案件の場合は、解説P.14 第9条〈解釈・運用〉にあるとおり、少なくとも2週間（14日間）以上の期間を設定してください。



■ 実際に樹木管理を行う際（計画策定前段階）の合意形成の場及びルール設定

- ・協議の場（管理運営協議会、みんなのみらいミーティング）を設置し、合意形成を進めていく。
- ・樹木管理が想定される状況により、「日常の維持管理」「特別な維持管理」「緊急かつ危険な場合」の3つに区分。それぞれの区分に応じたルールを設定する。
- ・「特別な維持管理」では、「日常の維持管理」で実施するルールに加え、現地説明会やパブリックコメントを実施するなど、よりきめ細やかな合意形成を行う。

日常の維持管理

施設等の維持管理のほか、自然環境保全のための樹木伐採
 (例：直ちに倒木する恐れはないが枯れている樹木の伐採、混みすぎた樹林の計画的間伐)

特別な維持管理

景観確保やゾーン変更に伴う樹木伐採
 (例：保全ゾーンに園路を新設する場合)

緊急かつ危険な場合

台風等の災害による倒木又は倒木や落枝の恐れのある枯木*の伐採
 (例：園路沿い等で人に危害を及ぼす恐れのある枯木)
 ナラ枯れ、松枯れ等により他樹木に被害を及ぼす恐れのある樹木*の伐採

※専門的知識を有する樹木医等が確認を行い、伐採の必要があると判断された樹木のみとする。

<合意形成のルール設定>

区分	日常の維持管理	特別な維持管理	緊急かつ危険な場合
管理運営協議会への説明・相談	事前説明※1 (指定管理者)	事前説明※1 (県)	事後報告 (指定管理者)
みんなのみらいミーティングへの説明・相談			
HP等を通じた意見聴取実施 (2週間程度)	○ (指定管理者)	○ (県)	—
現地説明会やパブコメ実施	—※2	○ (県)	—

※1・・・次年度以降の樹木伐採予定について説明・相談

※2・・・運用に関する事例がある程度蓄積されるまでの間は、現地説明会を実施



■ 実際に樹木管理を行う際（計画策定前段階）の合意形成の場及びルール設定

- ・協議の場（管理運営協議会、みんなの未来ミーティング）を設置し、合意形成を進めていく。
- ・樹木管理が想定される状況により、「日常の維持管理」「特別な維持管理」「緊急かつ危険な場合」の3つに区分。それぞれの区分に応じたルールを設定する。
- ・「特別な維持管理」では、「日常の維持管理」で実施するルールに加え、現地説明会やパブリックコメントを実施するなど、よりきめ細やかな合意形成を行う。

日常の維持管理

施設等の維持管理のほか、自然環境保全のための樹木伐採
 (例：直ちに倒木する恐れはないが枯れている樹木の伐採、混みすぎた樹林の計画的間伐)

特別な維持管理

景観確保やゾーン変更に伴う樹木伐採
 (例：保全ゾーンに園路を新設する場合)

緊急かつ危険な場合

台風やナラ枯れによる倒木発生時の樹木伐採

<合意形成のルール設定>

区分	日常の維持管理	特別な維持管理	緊急かつ危険な場合
管理運営協議会への説明・相談	事前説明※1 (指定管理者)	事前説明※1 (県)	事後報告 (指定管理者)
みんなの未来ミーティングへの説明・相談			
HP等を通じた意見聴取実施	○ (指定管理者)	○ (県)	—
現地説明会やパブコメ実施	—※2	○ (県)	—

※1・・・次年度以降の樹木伐採予定について説明・相談

※2・・・運用に関する事例がある程度蓄積されるまでの間は、現地説明会を実施